

令和元年度愛知県健康づくり推進協議会議事要約

【日 時】令和元年7月23日（火） 午前10時から正午

【会 場】愛知県自治センター4階大会議室

【委 員】出席 16名（うちオブザーバー1名）、欠席4名

【事務局】17名

【傍聴者】なし

【内 容】

1 挨拶（愛知県保健医療局長 吉田 宏）

○この協議会は、生活習慣及び社会環境の改善を通じて「健康長寿あいち」の実現を目指し、県民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するために開催している。

○本日の議題は、「健康日本21あいち新計画」、「第3期愛知県がん対策推進計画」及び「愛知県歯科口腔保健基本計画」の3つの計画の本年度の取組内容についてと、報告事項として、改正健康増進法の新制度周知等に係る県の取組状況や、糖尿病対策の取組、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について説明する。

○2018年7月に、望まない受動喫煙を防ぐために、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年の全面施行に向けて段階的に施行されているが、2020年4月からは、多くの人々が利用する全ての施設が、原則屋内禁煙となり、屋内で喫煙を認める場合、喫煙専用室等の設置が必要となる。今回の施行は、非常に多くの方々に義務が課されるものであり新しい制度の周知徹底が重要である。

○今後もさらなる健康寿命の延伸を図り、生涯を通じて健康でいきいきと過ごすことができる「健康長寿あいち」の実現のために、皆様と共に考え、行動していきたい。

2 議 題

令和元年度の健康増進事業の推進について

- ・ 「健康日本21あいち新計画」の推進について
- ・ 「第3期愛知県がん対策推進計画」の推進について
- ・ 「愛知県歯科口腔保健基本計画」の推進について

3 報告事項

- (1) 改正健康増進法について
- (2) 糖尿病対策について
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

4 その他

<主な意見>

○20代・30代の若い世代では、肥満者が増加傾向にあるというデータがある一方で、高齢世代では、食事摂取量が少ないというデータがある。食生活改善支援事業の実施にあたっては、メタボリックシンドローム対策だけでなく、低栄養対策についても、給食施設等により学び学んでもらうことが必要と考える。

○地域・職域連携推進事業については、現在、国でガイドラインの改訂が進められているが、仕事と治療の両立支援により、働く世代から疾病をコントロールし、退職後の重症化予防を図る必要があること、また、この先退職年齢の引き上げが予想されること等から、地域・職域連携推進事業の役割は、ますます重要になると考える。協議会の開催だけにとどまらず、実際の事業に繋がるよう保健所単位で充実した会議にしていけるとよい。

○健康経営推進企業支援事業では、健康経営を実施している企業の取組を横展開する等して、具体的な対策の周知を十分に行うことが必要である。

○がん対策では、5大がんの対策の他に、希少がんや難治性がんの対策についても重要と考える。口腔がんは、進行すると咀嚼障害や発音障害等がみられ、心理的な障害等から社会復帰が非常に困難であると考え、歯科の医療政策に含めてもらうか、がん対策の一環として取組んでいただきたい。

○全国がん登録のデータを活用して、事業を進めていけるとよい。

○がん医療の均てん化のために、がん診療拠点病院等を指定しているが、均てん化が、うまくいっているのか再評価が必要と考える。

○ライフステージに応じたがん対策として、仕事と治療の両立支援の推進のために、産業医と専門医の連携推進が大切である。

○歯科口腔禁煙支援研修事業の実施にあたっては、歯科医師の喫煙状況や、実際の禁煙指導状況等の現状を把握した上で、研修を行い、その後、歯科医師本人の行動の変化や、禁煙指導の取組の推進状況等を評価していくとよいと考える。

○口の中の健康について、若い頃から良い習慣を持つことで、生涯、口の中の健康を保つことができるというデータもあり、若い世代からの口腔ケア推進の取組は重要である。

○平成30年度からの特定健診の質問項目に「食事を噛んで食べる時の状態」を確認する質問が加わった。この質問項目を利用して、歯科口腔に問題がある人の状況を見える化できるとよい。

○子どものう蝕については改善されてきているが、歯科医師によると、口の中の状態で、子どもの虐待がわかるとの意見もあるので、母子健康診査マニュアルのデータを分析・評価し、活用することが大切であると考え。

○健康増進法の改正について周知する際は、紙巻きタバコから加熱式タバコに誘導するようなメッセージに受け取られないよう十分注意して取り組んでいただきたい。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するためには、庁内連携が大切である。また、関係団体等へも情報提供する等して連携を図る必要がある。

○認知症予防のための取組は、生活習慣病予防のための取組と一致しているため、切り離して考えるのではなく、関係部署等と連携して実施する体制づくりを行う必要がある。